

ふるさと納税お礼提供事業者募集

閩産業政策課 ☎32-2081

市では、ふるさと納税を5千円以上していただいた人に「ふるさと津山サポーター年間パスポート」(以下、パスポート)を交付しています。また、1万円以上のふるさと納税をしていただいた人には、記念品を進呈しています。

現在、パスポートを提示することで受けられるサービスや商品、また、寄附者に進呈する商品などの記念品を提供する事業者を募集しています。

募集するサービスや商品

商品価格や入場料の割引、商品・特典などの贈与、その他、業種に応じたサービス

※パスポートを提示することで受けられるサービスや商品は事業者が無償提供

※進呈する記念品の代金の一部は、市が負担

事業者のメリット

事業者は、サービスや商品を寄附者に提供することで、宣伝することができます

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください

不育症治療補助の対象治療が増えました

閩健康増進課 ☎32-2069

市では、不育症の治療を受けている人に治療費を補助していますが、新たに補助対象となる治療が増えました。

対象になる治療

<今まで>

生殖医療専門医が行う不育治療

<新たに追加>

生殖医療専門医以外の医師が行う不育治療

対象 生殖医療専門医から不育症と診断され、医療保険適用外の不育治療を受けている人

補助額 治療1回につき上限30万円

※1年度につき上限30万円、通算の上限150万円

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください



子どものショートステイ

閩こども子育て相談室 ☎32-7027

子育て中に病気になったり、家族の看護などで育児ができない時に、近くに子どもを見てくれる人がいない人は、子育て短期支援事業(子どものショートステイ)をご利用ください。

対象 次のすべてに当てはまる家族

①子ども・保護者ともに市内に在住し、住民票を有すること②子どもの年齢が18歳未満

利用できる事案 保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失そう、転勤、出張または学校などの公的行事への参加、育児疲れの場合など

利用期間 7日以内

利用施設(児童養護施設) わかば園(二宮)、立正青葉学園(西寺町)、津山二葉園(林田)

利用料(日額) 2歳未満=5,350円、2歳以上=2,750円

※施設利用中の医療費や施設行事などに参加する費用など、別途実費が必要な場合あり

※市・県民税の課税状況により、利用料が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください

市民課での住民異動手続きのポイント

住民異動届について

ポイント1 転居届、転出届

住所を変更した時は、住民異動届が必要です。市内で住所を異動した時は、異動した日から14日以内に『転居届』を提出してください。

また、市外に住所を異動する時は、事前に『転出届』を提出してください。

ポイント2 手続きには時間の余裕を

例年、2~4月は、住民異動届の届け出が多くなります。窓口が大変混雑しますので、手続きの際は、時間に余裕を持ってお越しください。

※住民異動届は、各支所市民生活課でも手続きができます



閩市民課 ☎32-2052

知ってください。断層型地震の危険性

閩危機管理室 ☎32-2042

岡山県では、県内に被害をもたらす地震として、南海トラフ巨大地震など大陸プレートが動いて発生するプレート型地震のほか、断層が動いて発生する断層型地震も想定しています。

津山市周辺にもいくつもの断層があり、いつどこで地震が発生するか分かりません。地震が起きることを想定し、事前に対策をしておきましょう。

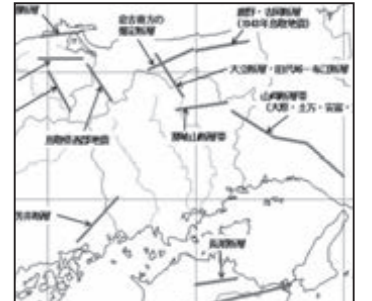
市への大きな被害(震度6以上)が予想される断層型地震とその震度

断層名	山崎断層(*)	那岐山断層(*)	大立断層・田代峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	7.2
今後30年の発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	未推計
市内最大震度	6弱	6強	6弱
県内最大震度	6強	6強	6強

※断層名欄の*印は主要活断層

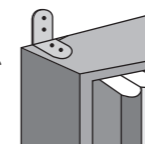
※「岡山県に被害の発生が懸念される断層型地震の被害想定について」(平成26年岡山県発表資料)から抜粋

断層型地震の位置



事前にできる対策(例)

●家具などの転倒・落下を予防しよう
「転倒防止金具」を取り付けることが、簡単で確実な方法です



●家具の配置や寝る位置を工夫しよう
家具が万が一倒れてきても、怪我しない場所で寝るようにしましょう



●重いものは下に収納しよう
家具の上には、ものを置かないようにしましょう



農耕車の申告はお済みですか

閩税制課(市役所2階2番窓口) ☎32-2017

乗用装置(座席)付きのトラクターやコンバイン・田植機なども軽自動車税の課税対象です。

次のような場合は、手続きが必要です。

- 農耕車を購入した
- // を譲り受けた
- // を廃車した

手続きは、3月31日(火)までに行ってください

※平成27年度から、農耕車を含む軽自動車税の税率が改正されます。改正後の税率については、広報つやま11月号または市ホームページをご覧ください



避難行動要支援者名簿の整備

閩生活福祉課 ☎32-2063

市では、災害に備えて、避難が困難な人を登録しておく「避難行動要支援者名簿」の整備を行っています。

この名簿は、登録者の情報を事前に消防署や警察署、消防団、民生委員などに提供して、円滑な避難支援に役立てるものです。

今後、現在の名簿に登録されている人や登録対象と思われる人に登録用紙を送付しますので、必要事項を記入して返送してください。

対象 要介護3~5の認定を受けている、または身体障害者手帳1・2級を所持している人など

※高齢者などで災害時に自力で避難することに不安がある人も受け付けます。詳しくは、お問い合わせください

